

特別支援保育事業審査基準(新)

審査項目	審査基準	個別審査基準	審査	配点
1 地域性	(1)	① 施設が所在する地区(以下「地区」という。)における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が <u>2%</u> 未満である。	A ①に該当する。	15点
		② 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が <u>2%</u> 以上 <u>2.5%</u> 未満である。	B ②に該当する。	10点
		③ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が <u>2.5%</u> 以上 <u>3%</u> 未満である。	C ③に該当する。	5点
		④ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が <u>3%</u> 以上 <u>4%</u> 未満である。	D ④に該当する。	3点
		⑤ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が <u>4%</u> 以上である。	E ⑤に該当する。	0点
	(2)	① <u>地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が30%未満である。</u>	A ①に該当する。	15点
		② <u>地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が30%以上50%未満である。</u>	B ②に該当する。	10点
		③ <u>地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が50%以上80%未満である。</u>	C ③に該当する。	5点
		④ <u>地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が80%以上100%未満である。</u>	D ④に該当する。	3点
		⑤ <u>地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が100%である。</u>	E ⑤に該当する。	0点
2 施設等整備状況	(1)	① 施設整備済みである。	A ①に該当する。	10点
		② 一部が施設整備済みである。	B ②に該当する。	5点
		③ 今後整備する予定がある。	C ③に該当する。	3点
		④ 整備する予定がない。	D ④に該当する。	0点
	(2)	① <u>旭川市保育士等研修事業の受託者が行う特別支援保育研修をすでに受講している。</u>	A ①に該当する。	10点
		② <u>旭川市保育士等研修事業の受託者が行う特別支援保育研修を受講していないが、事業開始までに受講する予定である。</u>	B ②に該当する。	5点
		③ <u>旭川市保育士等研修事業の受託者が行う特別支援保育研修を受講しておらず、事業開始後に受講する予定である。</u>	C ③に該当する。	3点
		④ <u>旭川市保育士等研修事業の受託者が行う特別支援保育研修を受講してなく、受講する予定もない。</u>	D ④に該当する。	0点
		<u>⑤ 法人が運営する保育所又は認定こども園で特別支援保育事業を実施している。</u>	<u>E(加点) ⑤に該当する。</u>	<u>+5点</u>
3 保育内容	特別保育事業を実施するに当たり、適切な保育内容に配慮し、積極的な取組がなされていること。	① 適切な保育内容に配慮されており、積極的な取組がある。	A ①に該当する。	10点
		② 適切な保育内容に配慮されている。	B ②に該当する。	5点
		③ 適切な保育内容に配慮されているが、やや積極性に欠ける。	C ③に該当する。	3点
		④ 児童、保護者への対応に不適切な部分がある。	D ④に該当する。	0点
		<u>⑤ 前年度施設型給付費等に係る療育支援加算が認定されている。</u>	<u>E(加点) ⑤に該当する。</u>	<u>+5点</u>
4 法人評価	過去3年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。	① 法人が運営する保育所及び認定こども園について、文書又は口頭による指摘事項がない。	A ①に該当する。	10点
		② 法人が運営する保育所及び認定こども園について、口頭による指摘事項があるが、改善されている。	B ②に該当する。	5点
		③ 法人が運営する保育所及び認定こども園について、文書又は口頭による指摘事項はあるが、改善されている。	C ③に該当する。	3点
		④ 法人が運営する保育所及び認定こども園に関する指摘事項について、改善の目途が立っていない。	D ④に該当する。	0点